

## 重要事項説明書別紙利用料金表 <居宅介護支援>

適用される地域区分	1級地
(地域単価)	( 11.40円 )
適用される特定事業所加算	なし

居宅介護支援のご利用について、介護保険給付の適用がある場合には、居宅介護支援の利用料金全額が介護保険から給付され、ご利用者の自己負担はございません。

### 1. 居宅介護支援\_\_利用料金 (1月につき)

要介護状態区分	居宅介護支援利用料金
要介護1・2	12,380円
要介護3・4・5	16,085円

### 2. 加算・減算項目

加算・減算項目	初回加算		3,420円	/月
	特定事業所加算	(Ⅰ)	5,916円	/月
(Ⅱ)		4,799円	/月	/月
(Ⅲ)		3,682円	/月	/月
(A)		1,299円	/月	/月
特定事業所医療介護連携加算		1,425円	/月	/月
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2,850円	/月	/月
	(Ⅱ)	2,280円	/月	/月
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	5,130円	/回	/回
	(Ⅰ)ロ	6,840円	/回	/回
	(Ⅱ)イ	6,840円	/回	/回
	(Ⅱ)ロ	8,550円	/回	/回
	(Ⅲ)	10,260円	/回	/回
ターミナルケアマネジメント加算		4,560円	/月	/月
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,280円	/回	/回
通院時情報連携加算		570円	/月	/月

加算・減算項目	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%	—
	特別地域加算	所定単位数の15%	非該当
	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数×1%の減算	—
	業務継続計画未策定減算	所定単位数×1%の減算	—
	同一建物減算	所定単位数×95%	—
	運営基準減算	初月：所定単位数×50% 2か月目以降：算定しない	—
	特定事業所集中減算	2,280円 /月	—

※上記の表にて「—」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

### 3. 実費について (1回につき)

実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円 (税込)
	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（公共交通機関使用）	実 費
	利用票等の複写物交付	A4、A3一枚につき11円 (税込)

- (1) 従業者が居宅介護支援を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域内にお住まいのご利用者または、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては、無料となります。
- (2) 重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、SOMPOケア株式会社に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費または自動車使用時の経費 [22円/km] (税込) となります。
- (3) 利用票・別票の再交付をご希望の場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円 (税込) をお支払い頂きます。
- (4) 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

### 4. その他の留意事項

- (1) ご利用者が保険料の滞納等により給付制限を受け、SOMPOケア株式会社が法定代理受領をすることができない（償還払いとなる）場合には、ご利用者はSOMPOケア株式会社に対し、居宅介護支援の利用料金のお支払いが必要となります。その場合には、ご利用者は後日、居宅介護支援提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口にて提示すると、居宅介護支援の利用料金全額の払い戻しを受けることができます。

## 5. 支払い方法および重要事項

利用料金	<p>市区町村の定める基準により、居宅介護支援の料金は、原則、全額が介護保険でまかなわれますので、ご利用者の負担はありません。</p> <p>※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。</p>
利用料金の支払い方法	<p>銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。</p> <p>※ご指定の金融機関の口座から、事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合翌営業日）に引き落とします。</p> <p>※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。</p>